

変更届提出書類一覧（地域密着型特定施設入居者生活介護）

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称 事業所の電話番号 FAX番号	①事業所の名称変更 ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5） ・運営規程	来 庁	事業所名が定款等で定められている場合は、別途、保管庁での定款等変更の手続が必要です。
	②事業所の電話番号及び、FAX番号変更 ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5） ・運営規程	郵 送	別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。
事業所の建物造、 専用区画等	変更前に必ず事前協議が必要となりますので、変更計画の段階でお早めにご相談ください。 ※協議の結果、内容によっては変更を承認できない場合もあります。 ・変更届出書（様式第4号） ・平面図（変更前・変更後） ※各部屋の用途、面積を明示 ・変更された部分の写真（カラー） ・設備・備品等一覧表（参考様式第9号）	来 庁	※特定施設入居者生活介護の 本体施設所管課の手続きが 先に完了していない場合、 手続きできません。
管理者の 氏名及び住所	・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5） ・勤務状況一覧表（参考様式第1号）（変更日から4週間） ・経歴書（参考様式第2号）※1 ・誓約書（参考様式8号） 介護予防なし※2 ・組織体制図 ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5）	郵 送	※1 経歴書の主な職歴等については、年月・法人名称及び事業所名・職務内容を必ず記載すること。 ※2 役員名簿等には、事業所を管理する者（管理者）についても記入が必要になります。
介護支援専門員	・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5） ・経歴書（参考様式第2号）※1 ・勤務状況一覧表（参考様式第1号）（変更日から4週間） ・介護支援専門員一覧表（参考様式第5号） ・介護支援専門員証の写し（原本証明）※2 ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5）	郵 送	※1 経歴書の主な職歴等については、年月・法人名称及び事業所名・職務内容を必ず記載すること ※2 介護支援専門員登録通知書は、資格を証するものとはなりません。
協力医療機関 の名称、契約内容 の変更	・ <u>変更届連絡票、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表5） ・協力医療機関との協定書等の写し	郵 送	

変更届提出書類一覧（地域密着型特定施設入居者生活介護）

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	<p>①利用者数の増減（入居定員）※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表5） ・ 運営規程 ・ 勤務状況一覧表（参考様式第1号） （変更日から4週間、従業者全員分で作成） ・ 平面図（新・旧） <p>※利用定員変更の場合は図面（各部屋の用途、面積を明示）の提出が必要です。</p>	来 庁	<p>※1 入居定員変更に伴い区画が変更になる場合は、上記の専用区画の変更の届も必要になります。 利用定員はユニット内での変更に限ります。</p>
	<p>②従業者数の変更※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表5） ・ 勤務状況一覧表（参考様式第1号） （変更日から4週間、従業者全員分で作成） <p>③上記①②及び下記④⑤以外の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定にかかる記載事項（付表5） ・ 運営規程 <p>④その他の費用（食事代等）の変更※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表5） ・ 運営規程 <p>⑤区画整理等により住居表示が変更となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表5） ・ 運営規程 ・ 住居表示変更の証明書等の写し（原本証明） 	郵 送	<p>※2 運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。<u>従業者数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。他の変更時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。</u></p> <p>※3 利用料の変更については、利用者及びその家族に対して、変更時期までに説明が完了していることが必要です。 <u>（増額変更の時は、積算根拠が必要）</u></p>